

発行：川崎市総合企画局政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL：044(200)3708/FAX：044(200)3800

E-mail：20ziti@city.kawasaki.jp

URL：http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm

## 第二回自治基本条例検討委員会が開催されました

～自治基本条例について活発な討論が行われました～

平成一五年二月一七日(水)に自治基本条例検討委員会の第二回委員会が高津区役所第一会議室で開催されました。今回は、世話人・副委員長の選出、自治基本条例の総論についての検討が行われました。

はじめに、自薦・他薦により六人の委員が世話人に決まり、その中から荒井委員が副委員長として選出されました。世話人会では、今後、自治基本条例検討委員会の運営について、議論していただくこととなります。また、荒井副委員長については、小島副委員長とともに、辻山委員長を補佐していただきます。

続いて、第二回の委員会の意見を踏まえ、条例のつくり方・ポイント、自治体って何?、条例の性格と位置づけといった自治基本条例の総論部分について、三つのグループに分かれ、ポストイットを使いながら、考え方を模造紙にまとめていきました。自治基本条例の根幹に関係するともいえる総論部分について、はじめは漠然としていてイメージがつかみにくいといった指摘もありました。徐々に各委員から様々な意見が出され、議論が深まったように思われます。検討項目の概要は下図参照。この内容については、今後作成される中間報告、最終報告に反映させていくこととなります。

次回の委員会では、行政の役割・責任、市民と行政との協働、議会・市民・行政の関係について、さらに議論を深めていきます。

|     |          |        |              |
|-----|----------|--------|--------------|
| 第四回 | 一月一五日(木) | 一八時三〇分 | 於 高津区役所第一会議室 |
| 第五回 | 二月五日(木)  | 一八時三〇分 | 於 高津区役所第一会議室 |
| 第六回 | 二月二六日(木) | 一八時三〇分 | 於 高津区役所第一会議室 |

傍聴が可能ですので、関心のある方はお越しください。



荒井副委員長のあいさつ



みんなで議論していきます



グループ発表の様子

### 条例のつくり方・ポイント

わかりやすさ  
市民にわかりやすい表現に!  
前文への理念の表現方法  
川崎市らしさ  
歴史・生いたち・地形・産業・住んでいる人たち  
他自治体の条例のよいところを活かす

### 条例の性格と位置づけは?

位置づけ どのような条例をめざすのか?

|  |                                    |
|--|------------------------------------|
| 自治体の憲法として<br>自治体の憲法・<br>最高法規として<br>位置づけるかどうか | 行政運営の条例として<br>行政運営のあり方を<br>定めるかどうか |
| 理念条例として<br>自治体のあるべき姿<br>や進むべき方向を<br>定めるかどうか  | 考え方 = 基本条例<br>具体的内容 = 個別条例 ?       |

### 自治体って何?

自治の基本 = 市民が主役のまち  
国 = 地方の対等な関係  
(“地方主権化社会”)  
自治するまち・川崎  
自治する市民がはぐくまれる  
市民生活が楽しくなる  
市民の生活が優先される  
条例で何ができる、何が変わる  
市民と行政がともにある  
身近な問題を解決できる

市民の権利と義務  
自治体と市民の契約関係  
市民と市民の契約関係  
市民ってなーに?  
(市民の定義)

## 第一回世話人会の開催について

第三回自治基本条例検討委員会を選出された世話人の方々が集まり、平成一五年一月二四日（水）に第一回の世話人会が開催され、今後のスケジュール確認と委員会の進め方、学習会の開催について議論が行われました。

この中では、議論する時間が限られている中で、意見をいっばなしにしない工夫が必要であり、委員会全体で議論を共有化していくこと、このために全体で議論する時間を設けること、自治基本条例の理解のために、世話人会主催で学習会を開催することなどについて話し合われました。自治基本条例の策定に向けて、充実した議論を行いたい、内容を充実したものとさせたいという世話人の方々の熱い思いを感じることができました。

学習会については、今後、必要に応じて開催していきますが、第一回の学習会は、テーマを「川崎市の条例の全体像について」。「川崎市におけるこれまでの自治の取組と現状について」と設定し、1月中に行うことになりました。



## 自治キーワード

### 住民投票制度（その2）

前号で、住民投票の条例には、「個別課題型」の条例と、「常設型」の条例があるといいますが、もう少し詳しくご説明しましょう。

「個別課題型」の条例は、地方自治体にとって重要な問題が生じたとき、その特定の問題について住民投票を行うために制定するものです。その条例の提案は、首長からも議員からも、そして住民からもできます。住民から行う場合は、地方自治法第74条の直接請求という制度により、条例の制定請求書を添え、制定請求代表者証明書の交付申請、同証明書の交付、1箇月以内に一定数の署名を収集（本市の場合は約2万人）、選挙管理委員会に署名簿を提出、首長に条例制定を請求、首長の意見を付して議会に付議、請求代表者による意見陳述、議会の議決、という手順を踏む必要があります。このようにして制定された条例は、そのときの特定の問題に対する住民投票のみに適用されるものなので、住民投票を行う都度、新たな条例を制定する必要があります。

これに対して「常設型」の条例は、最初の手続は、「個別課題型」と同様に、首長や議員からの提案、また住民から行う場合は直接請求の手続によって行われることとなりますが、住民投票の制度をその地方自治体に設けることとなるので、問題が生じ、住民投票を行う必要がある場合は、その条例の要件（一定数の署名など）に適合すれば、その条例に基づく住民投票ができることとなります。このような「常設型」の条例を制定している地方自治体は、前号では広島市や高浜市など数例に止まっているといいましたが、1月1日付けの朝日新聞によれば、既に13市町村において制定されているとのことです。

## 第2回市民自治創造・かわさきフォーラム

「まちを耕そう！小さなまちづくりと「ミニユニティデザイン」を開催します

これからの地域社会のありようを見据えつつ、新しい自治型社会の創造と行政・市民の協働関係、そして市民間のネットワーク構築を目的として、二月一三日（金）・一四日（土）の二日間にわたりフォーラムを開催します。一日目は全体会、二日目はエクスカーションや七つの分科会、「まちづくり井戸端会議」等を開催、両日とも市内の市民活動団体や農業・工業・商業の活動紹介を行うブースも出展します。

一四日午前の「協働とまちづくり」市民の力で自治を育む」分科会では、自治基本条例や市民活動を支える中間支援組織を題材に、これからの自治や協働のあり方について議論を行います。小島聡自治基本条例検討委員会副委員長もコーディネーターとして参加されます。詳細は、市ホームページ、市政だより、配布パンフレット等をご覧ください。申込み・問合せは総合企画局政策部まで。参加費は交流会を除き無料です。

開催日時：二〇〇四年二月一三日（金）午後、一四日（土）全日  
場 所：高津市民館・てくのかわさき（川崎市生活文化会館）  
主 催：市民自治創造・かわさきフォーラム実行委員会、川崎市  
内 容：

二月一三日（金）午後 全体会 基調講演・延藤安弘/NPO法人まちの縁側育み隊代表理事 各区まちづくり推進組織の活動報告 パネルディスカッション・阿部孝夫/川崎市長、川崎泰之/高津まちづくりビジョン委員会委員長ほか かわさき元気メッセ 交流会「出会いのひろば」

二月一四日（土）全日 エクスカーション「高津区を知る」分科会「まちづくり井戸端会議」ファイナルレ「かわさき・まちづくり宣言」など

### 事務局から あけましておめでとございませう。

自治基本条例検討委員会では、昨年末に世話人会が発足しました。また、今後、四月の中間報告に向けて、委員会の検討結果を取りまとめ、報告書案（素案等を含む）を作成する報告書案作成委員会が設置され、作業が進められていきます。自治基本条例策定作業はこれからが正念場。委員の方たちと一緒に議論を積み重ねていきますので、今年もよろしくお願ひします。